

ii) 日雇労働者健康保険と失業保険加入のあつせん

この地域で、日雇健康保険と同失業保険の加入促進がかなり困難である。

理由) 1. 日雇労働者の保険に対する無自覚

2. 雇用主側の保険手続と印紙貼付の消極性

日雇失業保険——失業の認定には、日雇労働出張所に出頭しなければならない。

昭和40年7月から港務労働者が廃止され、港務労働に従事する労働者は失業保険にかわり、調整手当(不就労手当)が支給される。

しかし、建設方面の事業主になると、健保、失保の保険印紙購入の手続もない、又保険受給資格の必要枚数2枚を土建関係の工事現場では貼ることができない。

この地域の労働者は就労先が一定せず、住所も簡易宿所所を転々として定まらないので、社会保険(失保、健保)の加入手続が必ずしも、また事務的にも面倒がついて、せ、かくう社会保障の権利から遠ざかっている。



この障害をとりのぐくため、セニターは、昭和40年4月から、管轄の職業安定所（西成労働出張所）と社会保険事務所（玉出）の理解と協力を得て、セニターの日雇登録労働者にかぎり、居所を一定にするのについては、セニターの所在地を連絡場所として、保険申請の住所に認めてもらうことにし、地域の日雇労働者の全面的社会保険加入を勧奨して来た。

特に失業保険の促進については、日雇労働者が職業行政にのって日々就労するように加入にあたっては日雇失業保険手帳にあわせて、職業の日雇求取票を代理交付し、職業の利用の向上と就労の正常化をはかった。

日雇失業保険手帳の申込  
+  
西成労働出張所の求取申込

} 出張所へ登録後に

求取票と手帳を交付することにした。

しかし職業に移行しない日雇の失業保険受給については、受給資格の印紙一枚の貼付数があるとしても、職業の定刻は前々時までに求取出頭せねばならぬ規則があり、保険受給資格の認定は彼等にとり、絵に描いた餅になっている。



日産労働者失業保険取扱状況

| 種別                  |                 | 年度<br>539.9~423 | 42   | 43   |
|---------------------|-----------------|-----------------|------|------|
| 被保険者手帳交付数           |                 | 1923            | 610  | 489  |
| 受給資格者票取得数           |                 | 407             | 141  | 158  |
| 受給資格確認申出数           |                 |                 | 254  | 270  |
| その他更新・再交付・<br>書替・依頼 |                 |                 | 310  | 291  |
| 取扱計                 |                 | 2340            | 1315 | 1308 |
| 「被保険者手帳」<br>返還数     | 交付後<br>1年経過後    | 27              | 25   | 89   |
|                     | 常用化により<br>一般健康人 | 100             | 2    | 0    |
|                     | その他（退職、死亡<br>等） | 14              | 14   | 4    |
|                     | 計               | 201             | 101  | 93   |

日産失業保険手帳・求職受付票取扱数

| 種別                   |  | 年度<br>540.6<br>~ 42.3 | 42   | 43   |
|----------------------|--|-----------------------|------|------|
| 新規登録者数<br>(失業手帳・求職票) |  | 1082                  | 265  | 157  |
| 月末失効者数               |  | 970                   | 278  | 172  |
| 翌月有効求職者数             |  | 1890                  | 1302 | 1039 |
| 月間就労者数               |  | 1276                  | 1071 | 896  |
| 内直行求人員               |  | 572                   | 193  | 152  |
| 失業受給者数               |  | 475                   | 337  | 241  |
| 計                    |  | 6065                  | 3846 | 3097 |



### Ⅲ) 職業、事故、生活一各種の相談

職業、事故、生活各種の相談事業は、当センターの中心業務である。

Ⅰ) 職業相談 “どうか、エエ仕事ないか”  
“ウソつかん飯場ありませんか”

Ⅱ) 事故相談

- a) 傷区不払
- b) 労働災害に関する相談
- c) 労働条件違反に関する相談
- d) 暴力に関する相談

Ⅲ) 家庭、身上生活相談

二) 救護その他

・ 最長3日間の宿泊と食事を給与する依頼書を発行

・ 日雇労働者が疾病して入院等した場合

500~2000円の範囲で病床見舞金を支給

入院当座の手廻り諸品を支給

・ 現地懇話会の福祉基金からの手廻り諸品の購入



# 相談取扱状況

| 事業<br>種別 | 事故相談       |     |     |      |     |     |     |      |     |    | 家庭<br>身上<br>相談 | 生救<br>その他 | 計          |       |     |      |        |
|----------|------------|-----|-----|------|-----|-----|-----|------|-----|----|----------------|-----------|------------|-------|-----|------|--------|
|          | 職業相談       | 新雇  | 解雇  | 労働災害 |     |     |     |      | 暴力  | 相談 |                |           |            |       |     |      |        |
|          |            |     |     | 手短   | 立替  | 立替  | 立替  | 立替   |     |    |                |           |            |       |     |      |        |
| 店        | 現雇         | 現雇  | 現雇  | 現雇   | 現雇  | 立替  | 立替  | 立替   | 立替  | 立替 | 力              | 相談        | 生救         | 計     |     |      |        |
| 41       | 5761(2700) | 328 | 284 | 230  | 909 | 260 | 270 | 1163 | 215 | 36 | 1044(1670)     | 400       | 500        | 20164 |     |      |        |
| 42       | 6000(1800) | 230 | 406 | 237  | 155 | 140 | 443 | 1333 | 187 | 10 | 360            | 24        | 1714(1121) | 140   | 575 | 1197 | 35.005 |
| 43       | 5129(1081) | 240 | 265 | 204  | 170 | 107 | 677 | 737  | 301 | 21 | 360            | 14        | 1601(1333) | 700   | 840 | 1180 | 36.971 |

- 注). 職業相談の( )は求取表金額数  
 ・ 家庭・身上相談の( )は未信数を表わす  
 ・ 理は 理金仕事, 飯は 飯場を表わす

## IV) 休業補償費の立てかえ

この地域の労働者は港湾運送業、建設業、陸上運送業、製造業など他産業に比べて災害の起こりやすい危険な現場で働いている。これらの企業がことごとく中小、零細企業が多く、企業間の過度競争が激しいため、とても安全設備、安全教育に力を入れる余裕がないし、力を入れたとしても西成地域には安全設備や教育の必要なしに、災害を受けた労働力をおぎなう十分な余剰労働力がある。ために企業自身これらの安全対策に対する意識に多くの問題がある。



労働災害に関する相談は

1) いわゆる 労働災害補償保険を適用させるための  
手続上の相談

2) 労災保険適用中の休業中の生活費、即ち、休業  
補償費の立てかえ である。

休業中の生活費即ち休業補償費の立てかえは、その日々  
の日の生活に追われていて、この地域の労働者にとっては  
、生活の余裕がなく、ただちに収入が途絶えるため、緊  
急、且つ、深刻な問題である。

一般に休業補償費の支給は、一定期間治療を受けたう  
えで、医師に休業の証明を受け、事業主に傷病を受けた  
理由や賃金の明細等の証明を受け、管轄の労働基準監督署  
に請求し、早くて20日程度、遅くならば、40日以上かか  
って支給される。

→ この地域の労働者にとっては、毎日の生活費の立  
替が必要である。



港湾運送業関係で災害にあった場合は、災害が比較的  
多いため、これが比較的制度化されていて、多くは立替  
えてくれるが、土木、建設業関係で災害にあった場合は  
事業所が地理的に散っていて、個々別々に立替えの相談  
をしなければならず、また、直接、労働者を求人する事  
業所が下請けの末端にあり、立替え能力がない場合があ  
って、なかなか責任を取ってくれない。一般に港湾運送  
業関係の事業所を除いてほとんど、他の事業所は労働者  
災害補償保険に対する知識が乏しく、過去に立替えをし  
たが、二重取りをされたとか、本人が行方不明になって  
、労働基準監督署から休業補償金の支給がなされなか  
た、ことなどから立替えをしづる場合が多くある。これ  
をなくし、多くの事業主が災害にあった労働者に立替え  
できるように、事業主から立替え金を預り、毎日、休業中  
であることを確認したうえで、立替え金を出し、必ず必  
要な書類を添えたうえで、事業所で精算して、手続きを  
する場合と、休業補償金請求者の住所をセニターに請求  
して、印鑑及び委任状を預り、セニターが一時的立替えを  
し、支払通知が来たら、労働者と同行し、休業補償金の

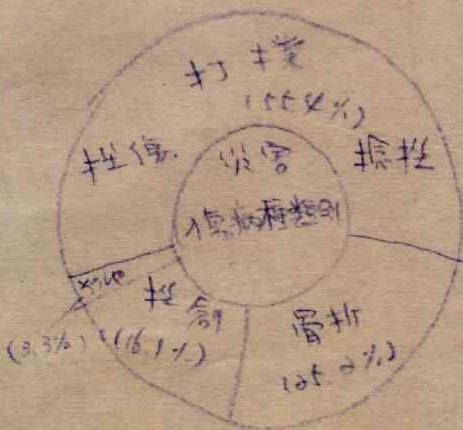
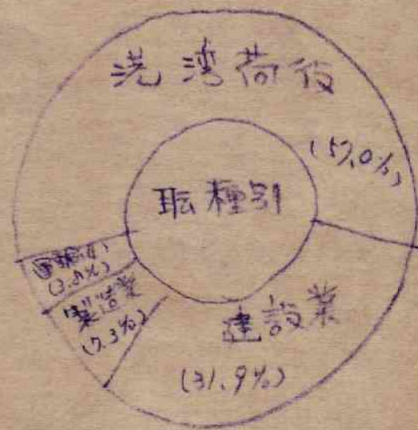
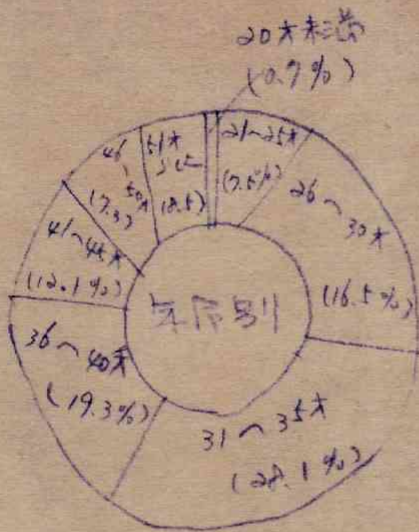


支給を受け、清算するという方法で立替えをやっている。

。休業補償立替状況

| 年度   | 41       | 42         | 43          |
|------|----------|------------|-------------|
| 立替件数 | 11,709   | 18,228     | 21,865      |
| 立替金額 | 703,307円 | 1,405,646円 | 20,313,305円 |

。休業補償立替労務項目別比率





# ⅴ) 医療の相談事業

セニターの医療サービスのオノは、毎朝6時から、国鉄、南海両電鉄がクロスする新万宮駅前の路側道になわゆる青空の寄り場で、あっせん業務をするセニターの移動事務所(大型バス)の中で、オノは、午前9時から夕方まで、セニター内の診療室で、外傷の手当、施薬、医療相談などを行い、オノに、診療を必要とする患者は、済生会今宮診療所に紹介して、治療する方法をとっている。

## 医療、相談取扱状況

| 医療<br>別<br>月別      | 外傷手当   |     | 疾病手当   |        | 医療紹介                       | 健康<br>診断 | パル<br>救急車 | セニ<br>健康相談 | 計                           |
|--------------------|--------|-----|--------|--------|----------------------------|----------|-----------|------------|-----------------------------|
|                    | セニ     | バス  | セニ     | バス     |                            |          |           |            |                             |
| 536.7<br>~<br>41.3 | 12,169 |     | 28,851 |        | 1,921                      | 312      | 11        | 6674       | 59,020                      |
| 41                 | 3297   | 237 | 4938   | 12,617 | 3097<br>内(通 24)<br>(取 21)  | 0        | 41        | 3611       | 28,338<br>内(通 24)<br>(取 21) |
| 42                 | 3072   | 891 | 6470   | 14,888 | 3357<br>内(通 11)<br>(取 22)  | 0        | 45        | 3827       | 28,530<br>内(通 11)<br>(取 22) |
| 43                 | 3115   | 670 | 5121   | 14,693 | 3,566<br>内(通 66)<br>(取 31) | 0        | 67        | 4215       | 31,007<br>内(通 66)<br>(取 31) |



## vi) セニター登録者

登録の目的は

- 1) 就労の適正をはかる為の資料とする
- 2) 労働者の負傷又は死亡など事故の場合の連絡先、本籍地などの確認
- 3) 日雇労働者失業保険、同健康保険の適用の準備
- 4) たすね人相談における手直の照会

などである。

労働者は、1) 労働者の負傷または死亡など事故の場合の連絡先、本籍地を明らかにしておきたい。

2) 登録手帳を一種の身分証明に利用したり、といった動機で「登録」する場合が多い。

セニター登録者 11,998名 (5434名増)



## VII) 短期の宿泊援助

愛隣地区にっける西成船町に、大阪府労働部は、昭和43年春に土曜建鉄節の単身労働者の宿泊所、即ち大阪西成簡易宿泊所(南山寮)を新設した。経営は社会福祉法人大阪自強館の委託経営で同一構内に建てられている。

宿泊施設 南山寮 定員264人

宿泊料は自強館と均等として、1泊120円、食事は朝食70円、夕食100円。8人部屋。

1カ月20人平均、1月約14000円の枠内にとどめている。

## VIII) 年末「友の会」貯金

夕々日暮して日払い賃金に明け暮れ、毎朝セニターのあつた遊理場に集って来る労働者の大半は、貯蓄の余裕のなどあろうはずがない。それだけに歳末が近づく、あせりが显えてくる。その年の年末から、年末貯金の友の会を呼びかけ、毎日賃金の中から1日10円を貯金して、30回積立て、セニターはこの積立金に奨励金を加算の上、労働者に払戻しをして、休日の年末年始の5日間を遊してもらうことにした。



# 積立貯金年末T/Aの状況

| 種別            | 37                  | 38                  | 39                  | 40                  | 41                  | 42                  | 43                  |
|---------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 申込者総数         | 122人                | 291                 | 333                 | 279                 | 436                 | 339                 | 466                 |
| 積立貯金<br>総額    | 70060円              | 630500              | 751200              | 846600              | 1456000             | 1412400             | 2708700             |
| 積立貯金<br>入金者総数 | 106人                | 162                 | 176                 | 166                 | 282                 | 270                 | 321                 |
| 途中解約者<br>数    | 12人                 | 66                  | 81                  | 51                  | 80                  | 34                  | 66                  |
| 解約地           | 4人                  | 63                  | 76                  | 63                  | 73                  | 35                  | 68                  |
| 摘要            | 1K1D10A<br>30分      | 1K1D50A<br>30分      | 1K1D100A<br>10分     | 1K1D200A<br>10分     | 1K1D200A<br>10分     | 1K1D300A<br>10分     | 1K1D300A<br>10分     |
|               | 31日-1/730<br>奨励金1割増 | 31日-1/110<br>奨励金2割増 | 31日-1/110<br>奨励金1割増 | 30日-1/600<br>奨励金1割増 | 30日-1/600<br>奨励金1割増 | 30日-1/600<br>奨励金1割増 | 30日-1/900<br>奨励金1割増 |
| 支払金額          | 736030              | 7126100             | 775120              | 788660              | 7145600             | 7161240             | 7270870             |